

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定等事務処理要領

第1 申請及び届出の事務

1 指定の申請

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）」を作成し、指定申請書添付書類を添付のうえ、指定申請に係る医療機関等の所在地を管轄する県保健福祉事務所に提出するものとする。県保健福祉事務所に提出するものは必要書類について確認のうえ、知事に進達するものとする。（ただし、医療機関等の所在地がいわき市にあっては、県保健福祉部障がい福祉課に提出するものとする。）

なお、書類の提出先等にかかる取扱いについては、以下第2までにおいて同様とする。

(2) 知事は指定申請書の提出があった場合、審査した結果を、速やかに申請者へ通知するものとする。

なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

2 更新の申請

(1) 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新を申請しようとする者（以下「更新申請者」という。）は、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書」（様式第2号。以下「更新申請書」という。）を県保健福祉事務所に提出するものとする。（ただし、医療機関等の所在地がいわき市にあっては、県保健福祉部障がい福祉課に提出するものとする。）

なお、当該更新申請書の提出の際、前項の変更の届出を行うべき事項等に変更がある場合は、変更届を併せて提出するものとする。

(2) 知事は更新申請書の提出があった場合、審査した結果を、速やかに更新申請者へ通知する。

なお、更新年月日は、原則として、更新の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

3 変更の届出

法第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関の名称及び所在地その他規則第61条に定める変更の届出を行うべき事項等に変更が生じた場合には、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届」（様式第3号。以下「変更届」という。）を県保健福祉事務所に提出するものとする。（ただし、医療機関等の所在地がいわき市にあっては、県保健福祉部障がい福祉課に提出するものとする。）

なお、変更届には、申請書の添付書類に準じた書類を提出するものとする。

4 休止等の届出

規則第63条の規定に基づき指定自立支援医療機関を休止、廃止、再開しようとする

場合には、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）休止等届」（別紙様式1）を県保健福祉事務所に提出するものとする。（ただし、医療機関等の所在地がいわき市にあっては、県保健福祉部障がい福祉課に提出するものとする。）

5 辞退の申出

法第65条の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を辞退しようとする場合には、辞退をしようとする一月前までに「指定自立支援医療機関（精神通院医療）辞退届」（別紙様式2）を県保健福祉事務所に提出するものとする。（ただし、医療機関等の所在地がいわき市にあっては、県保健福祉部障がい福祉課に提出するものとする。）

第2 審査（確認）

審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 1 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にある場合は、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- 3 病院及び診療所にある場合は、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障がい者を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、（1）のみを満たしていることとする。

（1）当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。

（2）保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

- 4 薬局にある場合は、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にある場合は、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

- 5 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業

者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 福島県指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定等事務処理要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 本要領の施行の際、現に廃止前の旧要領の規定に基づいて提出されている申請書等は、本要領の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 4 本要領の施行の際、現に作成されている旧要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。
- 5 この要領は、平成30年10月1日から施行する。
- 6 本要領の改正前、現に提出されている改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定等事務処理要領（以下「改正前の要領」という。）による様式は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定等事務処理要領による様式とみなす。
- 7 本要領の施行の際、現に作成されている改正前の要領による様式は、所要の調整をして使用することができる。
- 8 この要領は、令和3年4月1日から施行する
- 9 本要領の改正前、現に提出されている改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定等事務処理要領（以下「改正前の要領」という。）による様式は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定等事務処理要領による様式とみなす。
- 10 本要領の施行の際、現に作成されている改正前の要領による様式は、所要の調整をして使用することができる。